

暗号資産に関するトラブルにご注意ください！

平成29年9月29日公表
(令和3年4月7日最終更新)

金融庁
消費者庁
警察庁

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産」の取引や暗号資産の交換と関連付けて投資を持ち掛けられたことをめぐるトラブル等についての相談が多数寄せられています。

また、令和4年4月から成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が施行されると、18歳及び19歳は、「未成年者取消権（未成年者が親の同意を得ずに契約をした場合に原則として契約を取り消すことができる）」を行使できなくなり、悪質商法等の消費者被害に遭う懸念があります。

そのため、暗号資産の取引等を行うかどうか慎重に判断をするために、「令和2年度に寄せられた消費生活相談の典型事例」や「暗号資産を利用する際の注意点」等を紹介しますので、是非ご活用ください。また、もし困った時は一人で抱えず、内容に応じて「困ったときの相談窓口」にご相談ください。

＜困ったときの相談窓口＞

《暗号資産を含む金融サービスに関するご相談はこちら》

●金融庁 金融サービス利用者相談室 0570-016811

平日 10:00-17:00

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 局番なしの188（いやや！）

※原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。

相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

●警察相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15（※各都道府県警察本部で異なります）

土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は音声案内で対応

＜暗号資産の概要についてはこちらのウェブサイトへ＞

《金融庁ウェブサイト》

https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html



《消費者庁ウェブサイト》

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/



＜令和2年度に寄せられた消費生活相談の典型事例＞

典型的な事例 1

セミナーやSNS等を通じて「絶対にもうかる」等と持ち掛けられて投資をしたが、**返金されない・出金できない**等トラブルになっているケース

- セミナーに参加し、スマホにアプリを入れて暗号資産を運用したら報酬が得られ、人を紹介すると紹介料がもらえると聞いて加入したが、出金が止められてお金が引き出せない。(20代 男性)

典型的な事例 2

出金するための追加費用を請求され、トラブルになっているケース

- 知人にもうかるからと暗号資産を勧められ振込んだが、出金するために追加の支払いが必要だといわれた。(40代 男性)

典型的な事例 3

法令に基づく登録を受けていない**無登録業者(海外の事業者も含む)**が国内の消費者に対して勧誘し投資をさせるが、その後業者と**連絡がとれず**、トラブルになっているケース

- 知人から暗号資産を運用する海外業者へ投資すれば高利益が得られると勧められお金振り込んだ。登録したホームページから出金できなくなってしまい、ホームページも閉じられた。国内の窓口となっている業者名や住所・連絡先も分からぬ。(50代 女性)

典型的な事例 4

出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った人に勧められて、暗号資産の投資を進めたが、その後返金されない・出金できない、連絡がとれない等**とトラブルになっているケース**

- マッチングアプリで知り合った女性から、海外取引所で暗号資産を購入。詐欺だったお金を取り戻したい。(20代 男性)

＜その他、気を付けてほしい消費生活相談事例＞

○ 暗号資産に関するもの

- 資産を40倍に増やすことができる、必ず上場する暗号資産への投資話がメッセージアプリを通じて届いた。

○ システムやセキュリティに関するもの

- 暗号資産取引のパスワードが使用できなくなりコインが全てなくなっていた。フィッシングサイトにアクセスしたと思う。対処法を教えてほしい。

○ 個人情報の悪用に関するもの

- アダルトサイトの請求を次々に受けているうちに個人情報を漏らしてしまい、勝手に暗号資産の口座を開設されてしまった。

暗号資産を利用する際の注意点

- 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。
インターネット上でやり取りされる電子データです。
- 暗号資産は、価格が変動することがあります。
暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 暗号資産交換業者^(※)は金融庁・財務局への登録が必要です。
利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。
(※) 暗号資産と法定通貨の交換や、暗号資産同士の交換を行うサービスを提供する事業者、暗号資産の管理を行う事業者など
- 暗号資産の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか^(※)を含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようしてください。
(※) 金融庁・財務局が行った行政処分については、こちらをご覧ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html
- 暗号資産交換業者の提供するウォレットで暗号資産を管理する際に、パスワードを設定する場合には、IDと同じものや利用者の名前、電話番号、生年月日等の推測が容易なものを避けるほか、他のウェブサイトと同じID・パスワードの組合せを使用しないなどの対策を講じる必要があります。管理する暗号資産が盗まれるおそれがあります。
- 暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。出会い系サイト・マッチングアプリ等をきっかけとした暗号資産の詐欺や悪質商法にご注意ください。